

交通機関の運休、インフルエンザ罹患等により学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

平成22年 2月 5日
学 長 裁 定

電気通信大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）等の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

第1 この裁定における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
- 二 出席に準じた扱い 一定の条件を満たすことにより授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
- 三 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（交通機関の運休等の場合等の取扱い）

第2 通学に利用する交通機関が運行休止になった場合等の休講、出席に準じた扱い等の取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

（学生が感染症に罹患した場合の取扱い）

第3 学生が感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合の出席停止、出席に準じた扱い等の取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

第4 学生の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できないときの出席に準じた扱いの取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

（その他）

第5 第2から第4までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度学長が定める。

附 則

この裁定は、平成22年 2月 5日から実施する。

交通機関の運休等【休講、出席に準じた扱い】

別紙1（第2項関係）

1. 休講

(1) 交通機関がストライキ、自然災害等により運休した場合

①午前6時現在、京王線が発車から引き続き運休の場合、1、2限の授業は休講とする。

②午前10時現在、京王線が発車から引き続き運休の場合、3、4、5限の授業は休講とする。

③正午現在、京王線が発車から引き続き運休の場合、6、7限の授業は休講とする。

(2) 気象警報等が発表されて交通機関の運休等の恐れがある場合

台風等の警報状態が長時間続き、交通機関の運休等の恐れがある場合は、休講等の措置をとる場合がある。

※ただし、上記(1)、(2)の場合においても、実験科目については担当教員の判断により休講としない場合もある。

(3) 休講措置は、ホームページの休講情報（付録G参照）または掲示により周知する。

2. 休講の際の代替措置

休講とした授業、試験は代替措置を行うこととする（原則として、1週間以内にホームページまたは掲示により周知する。）。)

3. 出席に準じた扱い

休業の措置を講じなかった場合においても、交通機関の運休（例. 人身事故などによる電車の遅延等）により通学が困難な場合は、欠席届（及び交通機関の運行休止を明らかにする書類を添付）による申し出により、出席できなかった授業を出席に準じた扱いとする。

感染症【出席停止、出席に準じた扱い】

別紙2（第3項関係）

1. 出席停止

学生が、次表の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止とする。

種類	病名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核

2. 出席停止の期間

出席停止の期間は、次表の期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとし、医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については、治癒するまで。
第2種	<p>第2種の感染症に罹患した者については、次の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、解熱した後2日を経過するまで。</p> <p>ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。</p> <p>ハ 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。</p> <p>ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺の腫脹が消失するまで。</p> <p>ホ 風疹にあつては、発疹が消失するまで。</p> <p>へ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。</p> <p>ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。</p> <p>チ 結核にあつては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>

3. 出席に準じた扱い

出席停止となった期間に出席できなかった授業については、欠席届（医師の診断書（治癒証明書（コピー可））を添付）による申し出により、出席できなかった授業を出席に準じた扱いとする。

4. その他

本学の危機管理対策に基づき、感染症の感染拡大を防止する目的で休業とする場合がある。

休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長及び副学長（教育担当）で協議の上、学長が決定するものとする。

(注) 新型インフルエンザに関する注意事項

新型インフルエンザの流行（平成21年度現在）により、治癒証明書の発行等について省略されることが多いため、インフルエンザについては当分の間、下記による取扱いとします。

- 1) インフルエンザの「疑い」と診断された場合についても、出席停止とする。
- 2) インフルエンザの「疑い」と診断された場合についても、出席に準じた扱いとする。
- 3) 解熱した後2日間経過するまで、外出、登校をしないこと。
- 4) 欠席届に添付する書類は、受診を確認できる書類（日付の確認できる処方薬の袋のコピー等）とし、治癒証明書を要しない。

忌引き 【出席に準じた扱い】

別紙3（第4項関係）

1. 忌引き

学生が、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため出席できなかった授業については、届出により、出席に準じた扱いとする。

2. 出席に準じた扱いとなる親族の範囲

- 一 配偶者、父母
- 二 子
- 三 祖父母、兄弟姉妹
- 四 伯（叔）父、伯（叔）母等

3. 出席に準じた扱いとなる期間

出席に準じた扱いとなる期間は次に掲げる期間（日数は、死亡した日から起算）とする。
なお、葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。

- 一 配偶者、父母の場合 連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 二 子の場合 連続5日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 三 祖父母、兄弟姉妹の場合 連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 四 伯（叔）父、伯（叔）母等の場合 1日（休日を含む。）

4. 出席に準じた扱いの届出

葬儀等の行事を終えた後、欠席届（会葬礼状等を添付）による申し出により、出席できなかった授業を出席に準じた扱いとする。